

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。
詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

○ 重要なお知らせ

○ 福島県最低賃金が令和6年10月5日から変わります！ 時間額955円



福島県最低賃金が令和6年10月5日から変わります。時間額955円になります。

福島県の最低賃金は、パートやアルバイトなどを含めた福島県内のすべての労働者に適用されます。

最低賃金・賃金の引上げについては、労務費の転嫁に係る価格交渉について指針が定められ、また、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」など、賃金引き上げのための支援施策などがあります。

詳しくはこちらをご覧ください。

□福島労働局 最低賃金関連 HP

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou.html



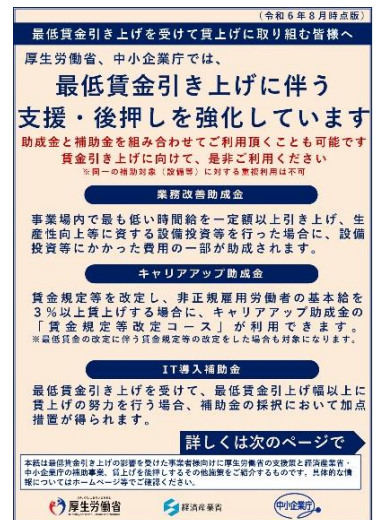
□最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html



□業務改善助成金(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html



□ キャリアアップ助成金(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



□ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく各省庁における取組

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi//partnership/index.html



□ 賃金引き上げ特設ページ

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



○ 「魅力ある職場セミナー2024 10月度(ZOOM)」を開催します！

令和7年4月1日から施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法や、令和6年11月から施行されるフリーランス法について、企業の皆様に理解を深めていただくため、**福島労働局**では**福島働き方改革推進支援センター**と共催で**オンラインセミナー(ZOOM)**を開催することとしましたのでお知らせします。

○ セミナー日程(各回定員100名まで)

令和6年10月11日(金) 午後2時～午後4時

令和6年10月16日(水) 午後2時～午後4時

令和6年10月21日(月) 午後2時～午後4時

○ セミナー内容

- ・ 令和7年4月施行 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法
- ・ 令和6年11月施行 フリーランス法
- ・ 育児休業復帰支援プランと助成金の活用について

詳しくはこちらをご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02440.html



福島労働局
福島働き方改革推進支援センター共催
ZOOM

魅力ある職場づくり
推進セミナー

2024年
10
月度

参加無料

第一回 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法
第二回 フリーランス法
第三回 育児休業復帰支援プランと助成金の活用について

11日(金) 16日(水) 21日(月)

14:00～16:00

定員 100名

お問合せ 福島働き方改革推進支援センター(福島県社会福祉センター)
〒960-8511 福島市大町1-1-1
TEL: 0249-341-5116

申し込み 福島働き方改革推進支援センター
〒960-8511 福島市大町1-1-1
TEL: 0249-341-5116

申し込み 福島働き方改革推進支援センター
〒960-8511 福島市大町1-1-1
TEL: 0249-341-5116

○ 年収の壁 突破しませんか！ 10月、社会保険が適用拡大されます ～キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」のご案内～

事業主の皆様へ 厚生労働省 **キャリアアップ助成金**

年収の壁対策として
労働者1人につき**最大50万円**助成します！

年収の壁対策の取組を行うことで、
労働者にとっては、(1)雇用の安定、(2)待遇改善につながる！
事業主においては、人手不足の解消に！

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させること、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 労働者増強メニュー

要件	1人あたり 助成額	適用労働者 の人数	1人あたり 助成額
① 賃金の15%以上を超過額変動 (賃金15%未満の場合) 20万円以内	10万円	4人以上	30万円
② 賃金の15%以上を超過額変動 (賃金15%以上の場合) 20万円以内	20万円	2人以上	30万円
③ 賃金1.5倍以上を超過額 (賃金1.5倍未満の場合) 10万円	10万円	2人以上	30万円

(2) 労働時間短縮メニュー

要件	1人あたり 助成額	適用労働者 の人数	1人あたり 助成額
① 4割以上	—	—	—
② 3割以上	5%以上	—	—
③ 2割以上	10%以上	—	—
④ 1割以上	15%以上	—	—

※労働者の就業状況、収入増加の取組、労働時間短縮の取組は、令和6年10月1日以前に行われ、令和6年10月1日以降に適用拡大の対象となる労働者に適用されます。

○対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○禁止規程適用除外の事業者が定める賃金規定(賃金アップル等)を増強改定する場合、キャリアアップ助成金(賃上げ促進コース)を併用することもできます。

○パート・アルバイト雇用(40人)の増強率50%(例)1,000円→1,050円)までの増強

○新たに社会保険に加入するパート従業員 8人 → 増強率10%以上(5%増) → 労働時間短縮メニュー(1) → 労働時間短縮率50% → 賃金アップル等 3人 → 5%増上げ → 賃金増進促進コース

○既に社会保険に加入しているパート従業員 3人 → 5%増上げ → 賃金増進促進コース

○賃上げの取組は、就業規則の改定、労務管理の改善等により実現することが必要です。

令和5年 10 月から、「年収の壁」に対応するためのキャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コースの手続きが開始されました。令和5年 10 月1日以降、事業主が新たに社会保険の適用を行った場合、労働者1人あたり最大 50 万円を助成します。

労働者の皆様にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、処遇改善につながり、事業主の皆様においては、人手不足の解消につながります。

令和6年 10 月の社会保険の適用拡大にともない、新たに加入対象となる労働者の方々を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加に取組んだ場合、事業主の皆様はこの助成金を活用で

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

106万円の壁

を意識せずに働ける
環境づくりを後押しします！

詳しくはこちら

厚生労働省

収入増加に取組んだ場合、事業主の皆様はこの助成金を活用できます。

なお、受給にあたっては、要領等に規定する要件を満たす必要がありますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

□キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



□パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001181111.pdf>



□社会保険への加入勧奨用リーフレット(通常版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001189599.pdf>



○ 令和6年11月、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されます

厚生労働省

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

- フリーランス・事業者間取引適正化等法施行期のアウプド実施を公認しています
- 「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)
- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン
- フリーランス・トラブル110番

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 福祉・介護
- 雇用・労働
- 雇用
- 人材開発

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のト

○ 福島労働局からのご案内（10/1 定例報告会）

○ 令和6年9月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02161.html

雇用失業情勢(令和6年8月分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001968138.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001968140.pdf>

○ 報道発表（9/2～10/1）

○ 令和6年9月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00098.html

▶ 10/1

[令和6年8月分 最近の雇用失業情勢](#)

▶ 9/30

[「くるみん認定」認定通知書交付式を開催します](#)

▶ 9/26

[「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～](#)

▶ 9/17

[「くるみん認定」認定通知書交付式を開催します](#)

▶ 9/9

[「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します](#)

▶ 9/5

[郡山署管内の建設工事現場に表彰状を交付](#)

▶ 9/5

[福島県最低賃金の改正について](#)

▶ 9/3

[「ユースエール認定企業5年継続式典」を行います](#)

○ イベント情報 随時更新中（9/2～10/1）

○ 令和6年9月発表 **NEW**

▶ 9/30

[【大学生等・若年求職者等対象】10・11月にふくしま合同就職面接会&業界説明会を開催します！](#)

- ▶ 9/27
[高卒者等就職面接会の情報を掲載しました](#)
- ▶ 9/25
[【就職氷河期世代対象】合同企業説明会開催のご案内](#)
- ▶ 9/17
[令和 6 年度 新規高卒者等就職面接会 参加事業所募集のご案内](#)
- ▶ 9/13
[【就職氷河期世代対象】職場実習・体験事業のご案内 ～【郡山地区】【10～11 月実施分】を掲載しました](#)
- ▶ 9/12
[令和 6 年度「事業主のための助成金セミナー」開催します](#)
- ▶ 9/9
[「建設業における働き方改革等に関する説明会」、「過労死等防止対策推進シンポジウム」のご案内](#)
- ▶ 9/3
[【大学生等・若年求職者等対象】10・11 月にふくしま合同就職面接会 & 業界説明会を開催します！](#)
- ▶ 9/2
[県内各ハローワークで「令和 6 年度障害者就職面接会」を開催します](#)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山
ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	

○ **新着情報** 随時更新中 (9/2～10/1)

- ▶ 9/19
[「ハロートレーニングスケジュール令和 6 年度 秋号」を更新しました](#)

▶ 9/17

[10月18日\(金\)は「浪江町地域職業相談室」臨時閉庁日となります](#)

▶ 9/17

[求職者支援訓練 令和6年度第4四半期\(令和7年1月～3月\)開講分定員について](#)

○ フォトレポート (9/2～10/1)

○ フォトレポート一覧

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02162.html

▶ 9/18

[「プラチナくるみん認定」認定通知書交付式を開催しました](#)

▶ 9/13

[「ユースエール認定企業」5年継続式典を開催しました](#)

HOT TOPIC



「トモニン」を活用して、仕事と介護の両立支援の取組をアピールしましょう！

～「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク(愛称:トモニン)～

親や家族などの介護のために、やむを得ず仕事を辞める介護離職が増加しています。介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくありません。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっています。

このような状況下で、厚生労働省は、企業が介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示すシンボルマークを作成し、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心及び認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的気運の醸成を図っていきます。

詳しくはこちら…

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/youritsu/symbol.html



配信しました情報について、貴団体の機関誌、HPなどに掲載いただき、広く会員企業の皆様への周知にご活用いただきたく、よろしく願いいたします。

また、ご活用いただきました場合には、下記の該当する番号に○をつけていただき、このメールでご返信くださいますよう併せてお願いいたします。

1. 機関誌に掲載(予定も含む)
2. HPに掲載(予定も含む)
3. 会員にちらしを配付(または同封)(予定も含む)
4. その他

